

2020年9月20日

令和2年7月豪雨に関する被災者支援措置について

この度の令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
2020年7月3日から31日にかけて、日本付近に停滞した前線の影響で、各地に人的被害、物的被害が発生しました（**令和2年7月豪雨**）。特に4日から7日は記録的な大雨となり、熊本県では県南部を中心に甚大な被害がもたらされました。

この豪雨により被害を受けた場合には、熊本県の一部地域（※）を対象に、次のような税法上の措置（手続き）があります。

（※）熊本県の一部地域には「人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、芦北郡芦北町」が該当します。

【国税の申告期限等の延長について】

災害により申告・納付等とその期限までにできないとき（交通断絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由の止んだ日から相当の期間内に申請することで期限の延長を受けられます（個別指定）。

【災害により住宅や家財などに損害を受けた方】

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減税法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合があります。また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられる場合があります。

【災害により納税が困難な方】

災害により財産に相当な損失を受けた場合や、災害を受けたため国税を一時に納付することができない場合は、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、納税の猶予を受けられます。

詳しい内容につきましては、国税庁のホームページをご覧ください。